

県外での妊婦健康診査受診に係る償還払いについてのお知らせ

諫早市では妊婦の健康の保持増進と胎児の健やかな発育を支援するため、妊婦健康診査の公費負担を14回実施しております。

里帰り出産等により長崎県外の医療機関で受診をされる方には、申し出により健診費用の一部を償還払いいたします。

償還払いとは、妊婦健康診査の費用を一旦医療機関等で支払いをしていただき、その後下記の必要書類を添えて市に申請・請求し、後日指定の口座へ振り込む方法です。

県外医療機関で受診される場合は、必ず同封の医療機関提出用文書を提示してください。

記

1 申請に必要な書類

- ① 妊婦健康診査費助成申請書及び請求書（様式第1号）
 - ・ 提出された書類については返却いたしません。
 - ・ 裏面の例示を参考に記入してください。
- ② 妊婦健康診査受診票（原本）
※受診の際は市が交付している受診票を提出し、結果を記入してもらってください。
- ③ 妊婦健康診査当日の領収書（コピー可）

2 助成金額

提出された領収書を確認し、妊婦健康診査にかかる費用に対し助成します。

支払い金額は、下記の市で定めた金額（健診時の年度基準額）と健康診査に要した費用とを比較し、少ない方の額となります。

上限を超えた場合の差額については、本人負担となります。

（令和3年4月現在基準額）

| 回 | 受診週数 | 金額 | 回 | 受診週数 | 金額 |
|-----|----------|---------|------|----------|---------|
| 第1回 | 妊娠11週まで | 6,300円 | 第8回 | 妊娠30～31週 | 11,700円 |
| 第2回 | 妊娠12～15週 | 15,000円 | 第9回 | 妊娠32～33週 | 5,000円 |
| 第3回 | 妊娠16～19週 | 5,000円 | 第10回 | 妊娠34～35週 | 5,000円 |
| 第4回 | 妊娠20～23週 | 9,000円 | 第11回 | 妊娠36週 | 9,000円 |
| 第5回 | 妊娠24～25週 | 9,000円 | 第12回 | 妊娠37週 | 5,000円 |
| 第6回 | 妊娠26～27週 | 5,000円 | 第13回 | 妊娠38週 | 5,000円 |
| 第7回 | 妊娠28～29週 | 5,000円 | 第14回 | 妊娠39週 | 5,000円 |

3 提出方法

- ① 妊婦健康診査終了後1回分又は数回分をまとめて、受診した日から1年以内に申請してください。
- ② 申請手続きは代理の方でも結構です。

提出は下記の住所へ持参又は郵送してください。

〈提出先〉〒854-0061

諫早市宇都町29番1号 諫早市健康福祉センター

〈問合せ先〉
諫早市健康福祉センター
TEL；0957-27-0700